

幼児教育・保育無償化に係る請求手続き対応手順

各施設におかれましては、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業の無償化に関する利用者の請求手続きにつきまして、次の手順のとおりご対応いただきますようご協力お願いいたします。

【初回の手順】

- ① 10月利用分の確定ができましたら別紙「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書及び証明書」を11月15日までに保護者へ発行ください。

その際に、※別紙<保護者用>「幼児教育・保育無償化に係る請求手続きについてのお知らせ」「施設等利用費請求書 ※記載例込み」「口座登録依頼書 ※記載例込み」を合わせて保護者へ配付ください。

※各種書類は、大村市ホームページ内の「幼児教育の無償化について」からダウンロードしてください。

- ② 11月30日までに保護者が大村市こどもセンターへ書類を提出しますので、問い合わせがありましたら、大村市こどもセンターへご案内ください。

【2回目以降の手順】

- ① 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書及び証明書」を各月15日までに保護者へ発行ください（請求書等は添付不要です）。

※ 2回目以降は、お知らせ・請求書等の配付は不要ですが、必要に応じて配付してください。

- ② 各月末日までに保護者が大村市こどもセンターへ書類を提出しますので、問い合わせがありましたら、大村市こどもセンターへご案内ください。

【その他】

- ・保護者へのお知らせ、請求書及び口座振込依頼書は、ホームページに掲載をしますので、保護者が直接ホームページからダウンロードすることもできます。

【 お問合せ先 】

大村市こども政策課

住 所：〒856-0832 大村市本町 413-2 大村市こどもセンター

T E L : 0957-54-9100 F A X : 0957-54-9174